

IPM実践指標別添：京都府 水稲のIPM実践指標モデル

管理項目	管理ポイント	実施した項目に○をつける
水田及びその周辺の管理	農薬の効果確保と水質汚濁防止のため、畦畔の整備、畦塗りなどにより、漏水を防止する。	
	秋期に畦畔及び水田周辺の除草等を行い、害虫（カメムシ等）の越冬場所を除去することにより、次年度の発生密度を低下させる。	
	翌年の多年生雑草の発生を抑制するために稲刈り後、早期（稲刈り後1か月以内程度）に耕起する。	
健全種子の選別	病原菌（いもち病菌、もみ枯細菌病菌、ばか苗病菌等）の感染リスクを下げるために種子更新を図るか、羅病種子が含まれる可能性がある充実不良の種子を取り除く塩水選を行い、選種する。（注1）	
健全苗の育成	品種の特性に応じて、適正な播種量、育苗施肥量等（注2）を守りつつ健苗育成に努め、病気（いもち病、もみ枯細菌病、ばか苗病等）が発生した場合には、発病株を抜き取るか、直ちに薬剤を散布する。（注1）	
種子消毒	種子伝染性の病害の本圃での発生リスクを減らすため、農薬による種子消毒あるいは温湯消毒を実施する。（注1）	
代かき作業	代かきは丁寧にし、田面をできるだけ均平にする。	
移植作業	健全な苗を選抜し、品種に応じた栽植密度、本数（注2）を移植する。	
雑草対策	前年の雑草の発生状況に応じて、過剰な防除にならないように、適切な除草剤を選定する。（注3）	
	アイガモロボや機械除草等、除草剤を使用しない雑草対策を実施する。	
病虫害発生予察情報の確認	病虫害防除所が発表する発生予察情報入手し、病虫害の発生予測、発生時期、推奨される防除方法や使用するべき農薬の種類・使用タイミング等を確認する。	
いもち病対策	葉いもちの伝染源をなくすため、水田内の置き苗は、補植が終了したら早急に除去、処分する。	
斑点米カメムシ対策	水田周辺での発生及び本田への飛込みを減らすため、出穂2～3週間前と出穂直前に、畦畔及び水田周辺の除草を2回行う。作業の都合上、1回で済ませる場合は、出穂の10日前までに行う。	
農薬の使用全般（注3）	十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法（額縁散布や病虫害の発生状況に応じた農薬のスポット散布等）を検討した上で、使用量・散布方法を決定する。	
	当該病虫害・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、粒剤、投げ込み剤等飛散しにくい剤型を選択する。	
	農薬散布を実施する場合は、適切な飛散防止措置を講じた上で使用する。	
	止水期間の定められている農薬を使用する場合は、その期間中は落水・かけ流しは行わず、適切な水深管理及び畦畔管理を行う。	
作業日誌	各農作業の実施日、病虫害・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等のIPMに係る栽培管理状況を作業日誌に記録する。	
研修会等への参加	京都府、市町村、JA等が開催するIPM研修会等に参加する。	
※管理ポイントの年度は、前年水稲収穫後の畦畔除草・耕耘等から始まります。		○の数の合計 (6割以上実践すること)

IPM(Integrated Pest Managementの略)とは、「総合的病虫害・雑草管理」と定義されています。総合的病虫害・雑草管理とは、利用可能な防除技術を経済性も含めて検討し、病虫害や雑草の発生を抑制するための手段を総合的に講じるもので、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめる技術のことです。

- (注1) 苗を購入する生産者にとっては、購入苗が管理ポイントを満たした苗であることが確認できればよい。
- (注2) 地域の農業改良普及センターやJA等が作成する栽培こよみ等を参考にすること。
- (注3) 農薬を使用しない栽培を行っている場合はチェック欄に斜線を引き、全19項目のうち農薬使用関連の5項目を除いた14項目を対象に6割以上実践すること。